大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等事務処理要領の制定について

平成25年６月28日

例規（交規）第64号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 令和５年８月25日例規（交規）第57号 |  |  |

この度、別記のとおり大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等事務処理要領を制定し、平成25年７月１日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、「緊急通行車両の事前届出、確認等事務処理要領の制定について」（平成８年３月19日例規（交規）第16号）は、廃止する。

別　記

大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等事務処理要領

第１　総則

１　趣旨

この要領は、大規模災害発生時等における交通規制が実施された区域又は道路の区間において通行が認められることとなる緊急通行車両、緊急輸送車両及び規制除外車両の確認等に関し必要な事務処理について定めるものとする。

２　用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(１)　大規模災害発生時等における交通規制　都道府県公安委員会が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第１項、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第28条第２項において読み替えて適用される災対法第76条第１項若しくは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第155条第１項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、若しくは制限し、又は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第24条の規定により緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、若しくは制限することをいう。

(２)　緊急通行車両　災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第32条の２第２号に規定する車両、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第８条第２項において読み替えて適用される災対法施行令第32条の２第２号に規定する車両及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条において災対法施行令第32条の２第２号の規定の例によることとされる車両をいう。

(３)　緊急輸送車両　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第１項に規定する確認を受けた車両をいう。

(４)　規制除外車両　災対法76条第１項、原災法第28条第２項において読み替えて適用される災対法第76条第１項及び国民保護法第155条第１項の規定による交通規制が実施された場合において、民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時等に優先すべきものに使用される車両であって、都道府県公安委員会により当該交通規制の対象から除かれるものをいう。

第２　災対法、原災法及び国民保護法に基づく緊急通行車両に係る取扱い

１　緊急通行車両であることの確認の申出ができる車両

災対法施行令第33条第１項（原災法施行令第８条第２項において読み替えて適用される場合及び国民保護法施行令第39条においてその例によることとされる場合を含む。）の規定による緊急通行車両であることの確認の申出ができる車両は、次に掲げる法律の区分に応じ、それぞれに定めるものとする。

(１)　災対法　次のいずれにも該当する車両であること。

ア　災対法第２条第１号に規定する災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、同条第８号に規定する防災基本計画、同条第９号に規定する防災業務計画、同条第10号に規定する地域防災計画等に基づき、災対法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両

イ　災対法第２条第３号から第６号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「災対法指定機関」という。）並びに地方公共団体（以下「災対法指定機関等」という。）が保有し、若しくは災対法指定機関等との契約等により常時災対法指定機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

ウ　使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

(２)　原災法　次のいずれにも該当する車両であること。

ア　原災法第15条第２項及び第４項の規定により原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間（以下「原子力緊急事態宣言発令時」という。）において、原災法第２条第12号に規定する防災計画、原災法第６条の２第１項に規定する原子力災害対策指針、原災法第７条第１項に規定する原子力事業者防災業務計画等に基づき、原災法第26条第１項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される車両

イ　原災法第２条第８号から第12号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「原災法指定機関」という。）、同条第３号に規定する原子力事業者（以下「原子力事業者」という。）並びに地方公共団体（以下「原災法指定機関等」という。）が保有し、若しくは原災法指定機関等との契約等により常時原災法指定機関等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

ウ　使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

(３)　国民保護法　次のいずれにも該当する車両であること。

ア　武力攻撃事態等（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第２条第２号に規定する武力攻撃事態及び同条第３号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）が発生した場合において、国民保護法第32条第１項及び第２項に規定する国民の保護に関する基本指針、国民保護法第33条第１項に規定する国民の保護に関する計画、国民保護法第36条第１項及び第２項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、国民保護法第２条第３項に規定する国民の保護のための措置を実施するために使用される車両

イ　国民保護法第２条第１項に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「国民保護法指定機関」という。）並びに地方公共団体（以下「国民保護法指定機関等」という。）が保有し、若しくは国民保護法指定機関等との契約等により常時国民保護法指定機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に至ったときに他の関係機関・団体等から調達する車両

ウ　使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

２　確認の申出を行うことができる者

確認の申出を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(１)　災対法指定機関、原災法指定機関及び原子力事業者、国民保護法指定機関並びに地方公共団体（以下これらを「指定行政機関等」という。）の長

(２)　指定行政機関等が保有する当該申出に係る車両の使用者（自動車検査証に登録されている使用者をいう。後記(3)、第３の２の(1)、第４の２の(2)及び(3)において同じ。）又は管理責任者

(３)　指定行政機関等の活動のために常時使用される車両若しくは指定行政機関等が大規模災害時に他の関係機関、団体等から調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

３　大規模災害発生前における確認の申出に関する手続

交通規制課長及び警察署長（以下「署長」という。）は、大規模災害の発生前において、確認の申出（以下この３、後記４の(3)及び第４の３の(10)において「発生前申出」という。）があったときは、次により確認を行うものとする。

(１) 　発生前申出先

発生前申出は、交通規制課長又は署長に対して行わせるものとする。

(２) 　発生前申出の際に必要な書類

交通規制課長及び署長は、発生前申出に際しては次に掲げる車両の区分に応じ、それぞれに定める書類を提出させるものとする。

なお、当該提出が警察庁を経由して送付される電子メール（以下「届出メール」という。）により行われたときは、当該届出メールに係るデータを必要数印刷した上で受理するものとする。

ア　指定行政機関等が保有する車両

(ｱ)　緊急通行車両確認申出書（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第３）１通

(ｲ)　自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し１通

(ｳ)　災害応急対策を実施するための車両として使用されることを確かめるに足りる書面の写し１通

イ　指定行政機関等が保有する車両以外の車両

(ｱ)　緊急通行車両確認申出書１通

(ｲ)　車検証等の写し１通

(ｳ)　災害応急対策を実施するための車両として使用されることを確めるに足りる書面の写し１通

(ｴ)　災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書面の原本又は写し１通

(３)　発生前申出の受理

交通規制課長及び署長は、発生前申出に係る書類の提出を受けたときは、当該発生前申出に係る車両が、前記１に規定する車両に該当し、使用の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名）、車両の使用者等が適正であるかどうかを確認した上、受理するものとする。

(４)　交通規制課長への送付

署長は、前記(3)により発生前申出を受理したときは、前記(2)に掲げる書類の写しを交通規制課長に送付するものとする。

(５)　緊急通行車両標章等の交付

ア　交通規制課長及び署長は、発生前申出を受理したときは、標章（災対法施行規則別記様式第４）及び緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第５）（以下これらを「緊急通行車両標章等」という。）を当該発生前申出を行った者に交付するものとする。この場合において、大規模災害発生時等における交通規制が行われている道路（以下「緊急交通路」という。）を通行するときは、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付けておくよう指示するものとする。

イ　前記アの緊急通行車両標章等の有効期限については、原則として当該緊急通行車両標章等を交付した日から起算して５年とする。

(６)　発生前申出の受理状況等の記録

交通規制課長及び署長は、緊急通行車両確認証明書交付簿（別記様式第１号）を備え付け、発生前申出の受理、緊急通行車両標章等の交付等の状況を記録しておくものとする。

(７)　緊急通行車両標章等の記載事項変更

交通規制課長及び署長は、緊急通行車両標章等の交付を受けた者から緊急通行車両標章等の記載事項に変更が生じた旨の申出があった場合は、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（災対法施行規則別記様式第６）１通及び変更事項が確認できる書面とともに当該緊急通行車両標章等を提出させ、新たな緊急通行車両標章等を交付するものとする。この場合において、前記(6)により記載した緊急通行車両確認証明書交付簿の備考欄に変更年月日等その経過を記載しておくものとする。

(８)　緊急通行車両標章等の再交付

交通規制課長及び署長は、緊急通行車両標章等の交付を受けた者から緊急通行車両標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があった場合は、緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（災対法施行規則別記様式第７）１通とともに、残存する緊急通行車両標章等がある場合はこれを提出させ、新たな交付番号を付した緊急通行車両標章等を交付するものとする。この場合において、前記(6)により記載した緊急通行車両確認証明書交付簿の備考欄にも再交付年月日等その経過を記載しておくものとする。

(９)　緊急通行車両標章等の返納

交通規制課長及び署長は、次のいずれかに該当する事実を認めた場合又は緊急通行車両標章等の交付を受けた者からその旨の申出を受けた場合は、速やかに緊急通行車両標章等を返納させるものとする。この場合において、前記(6)により記載した緊急通行車両確認証明書交付簿の備考欄に返納年月日等その経過を記載しておくものとする。

ア　災害応急対策を実施するための車両として使用されなくなったこと

イ　有効期限が満了したこと

ウ 再交付を受けた場合で、亡失した緊急通行車両標章等を発見したこと

４　大規模災害発生後における確認の申出に関する手続

交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び署長（以下「交通規制課長等」という。）は、大阪府公安委員会が大規模災害発生時等における交通規制（地震法第24条の規定によるものを除く。以下この４及び後記第３において同じ。）を実施した場合（他の都道府県において当該都道府県公安委員会が実施した場合を含む。）において、確認の申出（以下この４において「発生後申出」という。）があったときは、次により確認を行うものとする。

(１)　発生後申出先

発生後申出は、警察本部（交通規制課）、警察署及び別途通知するところにより設置する交通検問所において行わせるものとする。

(２)　発生後申出の際に必要な書類

ア　交通規制課長等は、発生後申出に際しては、前記３の(2)に掲げる書類を提出させるものとする。

イ　前記アの規定にかかわらず、指定行政機関等が他の関係機関等に対して緊急に要請した場合等やむを得ない事由があると認めるときは、緊急通行車両確認申出書以外の書類を省略することができる。この場合において、当該緊急通行車両確認申出書及び緊急通行車両確認証明書の備考欄にその旨を記載しておくものとする。

(３)　緊急通行車両標章等の交付

前記３の(5)の規定は、発生後申出に係る緊急通行車両標章等の交付の手続について準用する。この場合において、「交通規制課長及び署長」とあるのは「交通規制課長等」と、「発生前申出」とあるのは「発生後申出」と読み替えるものとする。

(４)　発生後申出の受理状況等の記録

前記３の(6)の規定は、発生後申出に係る受理状況等の記録について準用する。この場合において、「交通規制課長及び署長」とあるのは「交通規制課長等」と、「発生前申出」とあるのは「発生後申出」と読み替えるものとする。

(５)　緊急通行車両標章等の記載事項変更

前記３の(7)の規定は、発生後申出に係る緊急通行車両標章等の記載事項変更の手続について準用する。この場合において、「交通規制課長及び署長」とあるのは「交通規制課長等」と、「前記(6)」とあるのは「第２の４の(4)」と読み替えるものとする。

(６)　緊急通行車両標章等の再交付

前記３の(8)の規定は、発生後申出に係る緊急通行車両標章等の再交付の手続について準用する。この場合において、「交通規制課長及び署長」とあるのは「交通規制課長等」と、「前記(6)」とあるのは「第２の４の(4)」と読み替えるものとする。

(７)　緊急通行車両標章等の返納

前記３の(9)の規定は、発生後申出に係る緊急通行車両標章等の返納の手続について準用する。この場合において、「交通規制課長及び署長」とあるのは「交通規制課長等」と、「前記(6)」とあるのは「第２の４の(4)」と読み替えるものとする。

第３　規制除外車両に係る取扱い

１　事前届出の対象となる車両

大規模災害発生時等における交通規制の規制除外車両であることの確認に係る事前の届出（以下この第３において「事前届出」という。）の対象となる車両は、緊急通行車両とならないもののうち、使用の本拠の位置が大阪府内にある次のいずれかに該当するものとする。

(１)　医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両

(２)　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

(３)　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。以下同じ。）

(４)　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

２　事前届出に関する手続

(１)　事前届出を行うことができる者

事前届出を行うことができる者は、届出の対象となる規制除外車両の使用者又は管理責任者とする。

(２)　事前届出先

事前届出は、交通規制課長又は署長に対して行わせるものとする。

(３)　事前届出の際に必要な書類

交通規制課長及び署長は、事前届出に際しては、規制除外車両事前届出書（別記様式第２号）２通及び車検証等の写し１通並びに次に掲げる車両の区分に応じ、それぞれに定める書面の写し１通（写真の場合は、原本１通）を提出させるものとする。

なお、当該提出が届出メールにより行われたときは、前記第２の３の(２)のなお書きに準ずるものとする。

ア　医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両　医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書面

イ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両　使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書面

ウ　患者等搬送用車両　車両の写真（自動車登録番号標又は車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両　車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの並びに重機輸送用車両については、建設用重機を積載した状況のもの）

(４)　事前届出の受理

交通規制課長及び署長は、事前届出に係る書類の提出を受けたときは、当該届出に係る車両が、規制除外車両として前記１の事前届出の対象となる車両に該当し、使用の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名）及び車両の使用者等が適正であるかどうかを確認した上、受理するものとする。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理するものとする。

(５)　交通規制課長への送付

署長は、前記(４)により事前届出を受理したときは、規制除外車両事前届出書１通（車検証等の写し及び前記(３)に掲げる書類の写し（写真の場合は、原本１通）を添付するものとする。）の写しを交通規制課長に送付するものとする。

(６)　除外届出済証の交付

交通規制課長及び署長は、事前届出を受理したときは、規制除外車両事前届出済証（別記様式第２号。以下「除外届出済証」という。）を当該事前届出を行った者に交付するものとする。

(７)　事前届出の受理状況等の記録

交通規制課長及び署長は、規制除外車両事前届出受理・除外届出済証交付簿（別記様式第３号）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の状況を記録しておくものとする。

(８)　除外届出済証の再交付

前記(2)から(6)までの規定は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があった場合の再交付の手続について準用する。この場合において、前記(7)により記載した規制除外車両事前届出受理・除外届出済証交付簿の備考欄に再交付年月日等その経過を記載しておくとともに、再交付する除外届出済証には、「再」と朱書きした上、交付するものとする。

(９)　除外届出済証の返納

交通規制課長及び署長は、次のいずれかに該当する事実を認めた場合は、速やかに除外届出済証を返納させるものとする。この場合において、前記(7)により記載した規制除外車両事前届出受理・除外届出済証交付簿の備考欄に返納年月日等その経過を記載しておくものとする。

ア　事前届出が行われた車両（以下「規制除外事前届出車両」という。）が規制除外車両として使用される車両に該当しなくなったこと

イ　当該車両が廃車となったこと

ウ　前記ア及びイに掲げるもののほか、規制除外車両として使用する必要がなくなったと認めたこと

３　規制除外車両の確認に関する手続

交通規制課長等は、大阪府公安委員会が大規模災害発生時等における交通規制を実施した場合（他の都道府県において当該都道府県公安委員が実施した場合を含む。）は、次により規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(１)　規制除外車両の確認を行う場所

規制除外車両であることの確認は、警察本部（交通規制課）、警察署及び別途通知するところにより設置する交通検問所において行うものとする。

(２)　規制除外事前届出車両に係る確認

ア　交通規制課長等は、規制除外事前届出車両の使用者から規制除外車両であることの確認の申出があった場合は、除外届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書（別記様式第４号）及び規制除外車両確認証明書（別記様式第５号。以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させて提出させた上、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

イ　交通規制課長等は、前記アにより規制除外車両であることの確認を行った場合は、標章に登録（車両）番号及び有効期限を記載した上、当該標章及び除外証明書（以下「除外車両標章等」という。）を交付し、規制除外車両であることの確認を行った車両の使用者に対して、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、除外証明書は当該車両に備え付けておくよう指示するものとする。

なお、標章の有効期限については、原則として発行の日から起算して１か月後の日とする。

ウ　規制除外事前届出車両に係る規制除外車両であることの確認は、規制除外事前届出車両以外の車両に優先して行うものとする。

(３)　規制除外事前届出車両以外の車両に係る確認

ア　交通規制課長等は、除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者等から規制除外車両であることの確認の申出があった場合は、規制除外車両確認申出書及び除外証明書に必要事項を記載させて提出させるとともに、車検証等及び前記２の(３)に掲げる書類を提示させた上、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

イ　前記(２)のイの規定は、規制除外事前届出車両以外の車両について規制除外車両であることの確認を行った場合に準用する。

(４)　除外車両標章等の交付状況等の記録

交通規制課長等は、規制除外車両確認証明書交付簿（別記様式第６号）を備え付け、除外車両標章等の交付等の状況を記録しておくものとする。

(５)　除外車両標章等の再交付

前記(2)及び(3)の規定は、除外車両標章等の交付を受けた者から除外車両標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があった場合の再交付の手続について準用する。この場合において、前記(4)により記載した規制除外車両確認証明書交付簿の備考欄に再交付年月日等その経過を記載しておくとともに、再交付する除外車両標章等には、「再」と朱書きした上、交付するものとする。

(６)　除外車両標章等の返納

交通規制課長等は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに除外車両標章等を返納させるものとする。

ア　大規模災害発生時等における交通規制が解除されたとき

イ　当該車両が廃車となったとき

ウ　前記ア及びイに掲げるもののほか、通行の必要がなくなったとき

第４　地震法に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

１　緊急輸送車両であることの確認の申出ができる車両

地震法施行令第12条第１項の規定による緊急輸送車両であることの確認の申出ができる車両は、次のいずれにも該当するものとする。

(１)　地震法第２条第13号に規定する警戒宣言が発せられた場合（以下「警戒宣言発令時」という。）において、地震法第３条第１項の規定により地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として、地震法第21条第１項に規定する地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う車両

(２)　地震法第２条第５号から第７号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関並びに地方公共団体（以下「地震法指定機関等」という。）が保有し、若しくは地震法指定機関等及び同条第８号に規定する指定地方公共機関との契約等により常時地震法指定機関等の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(３)　使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

２　確認の申出を行うことができる者

(１) 確認の申出を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

　　　地震法指定機関等の長

(２) 地震法指定機関等が保有する当該申出に係る車両の使用者又は管理責任者

(３) 地震法指定機関等の活動のために常時使用される車両若しくは地震法指定機関等が警戒　宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

３　警戒宣言発令前における確認の申出に関する手続

交通規制課長及び署長は、警戒宣言発令前において確認の申出（以下この３及び後記４の(3)において「発令前申出」という。）があったときは、次により確認を行うものとする。

1. 発令前申出先

発令前申出は、交通規制課長又は署長に対して行わせるものとする。

1. 発令前申出の際に必要な書類

交通規制課長及び署長は、発令前申出に際しては、次に 掲げる車両の区分に応じ、それぞれに定める書類を提出させるものとする。

なお、当該提出が届出メールにより行われたときは、前記第２の３の(2)のなお書きに準ずるものとする。

ア　地震法指定機関等が保有する車両

(ｱ)　緊急輸送車両確認申出書（大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。）別記様式第６）１通

(ｲ)　車検証等の写し１通

(ｳ)　緊急輸送を実施するための車両として使用されることを確かめるに足りる書面１通

イ　地震法指定機関等が保有する車両以外の車両

(ｱ)　緊急輸送車両確認申出書１通

(ｲ)　車検証等の写し１通

(ｳ)　緊急輸送を実施するための車両として使用されることを確かめるに足りる書面１通

(ｴ)　地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書面１通

(３) 　発令前申出の受理

交通規制課長及び署長は、発令前申出に係る書類の提出を受けたときは、当該発令前申出に係る車両が、前記１に規定する車両に該当し、使用の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名）、車両の使用者等が適正であるかどうかを確認した上、受理するものとする。

(４)　 交通規制課長への送付

署長は、前記(3)により発令前申出を受理したときは、前記(2)に掲げる書類の写しを交通規制課長に送付するものとする。

(５) 　緊急輸送車両標章等の交付

ア　交通規制課長及び署長は、発令前申出を受理したとき　は、標章（地震法施行規則別記様式第７）及び緊急輸送車両確認証明書（地震法施行規則別記様式第８）（以下これらを「緊急輸送車両標章等」という。）を当該発令前申出を行った者に交付するものとする。この場合において、緊急交通路を通行するときは、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急輸送車両確認証明書を当該車両に備え付けておくよう指示するものとする。

イ　前記アの緊急輸送車両標章等の有効期限については、原則として当該緊急輸送車両標章等を交付した日から起算して５年とする。

(６)　発令前申出の受理状況等の記録

交通規制課長及び署長は、緊急輸送車両確認証明書交付簿（別記様式第７号）を備え付け、発令前申出の受理、緊急輸送車両標章等の交付等の状況を記録しておくものとする。

(７)　緊急輸送車両標章等の記載事項変更

交通規制課長及び署長は、緊急輸送車両標章等の交付を受けた者から緊急輸送車両標章等の記載事項に変更が生じた旨の申出があった場合は、緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（地震法施行規則別記様式第９）１通及び変更事項が確認できる書面とともに当該緊急輸送車両標章等を提出させ、新たな緊急輸送車両標章等を交付するものとする。この場合において、前記(6)により記載した緊急輸送車両確認証明書交付簿の備考欄に変更年月日等その経過を記載しておくものとする。

(８)　緊急輸送車両標章等の再交付

交通規制課長及び署長は、緊急輸送車両標章等の交付を受けた者から緊急輸送車両標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があった場合は、緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書（地震法施行規則別記様式第10）１通とともに、残存する緊急輸送車両標章等がある場合はこれを提出させ、新たな交付番号を付した緊急輸送車両標章等を交付するものとする。この場合において、前記(6)により記載した緊急輸送車両確認証明書交付簿の備考欄にも再交付年月日等その経過を記載しておくものとする。

(９)　緊急輸送車両標章等の返納

交通規制課長及び署長は、次のいずれかに該当する事実を認めた場合又は緊急輸送車両標章等の交付を受けた者からその旨の申出を受けた場合は、速やかに緊急輸送車両標章等を返納させるものとする。この場合において、前記(6)により記載した緊急輸送車両確認証明書交付簿の備考欄に返納年月日等その経過を記載しておくものとする。

ア　災害応急対策を実施するための車両として使用されなくなったこと

イ　有効期限が満了したこと

ウ　再交付を受けた場合で、亡失した緊急輸送車両標章等を発見したこと

(10)　発令前申出と同時に発生前申出を受理した場合の標章等の交付

交通規制課長及び署長は、発令前申出と同時に発生前申出を受理したときは、次により標章等を交付するものとする。

ア　標章

１枚の標章（災対法施行規則別記様式第４又は地震法施行規則別記様式第７）にそれぞれの交付番号を併記して交付するものとする。

イ　確認証明書

原則として、１枚の用紙の両面に緊急通行車両確認証明書及び緊急輸送車両確認証明書を印刷し、交付するものとする。

４　警戒宣言発令後における確認の申出に関する手続

交通規制課長等は、大阪府公安委員会が大規模災害発生時等における交通規制（地震法第24条の規定によるものに限る。以下この４において同じ。）を実施した場合（他の都道府県において当該都道府県公安委員会が実施した場合を含む。）において、確認の申出（以下この４において「発令後申出」という。）があったときは、次により確認を行うものとする。

(１)　発令後申出先

緊急輸送車両であることの確認は、警察本部（交通規制課）、警察署及び別途通知するところにより設置する交通検問所において行うものとする。

(２)　発令後申出の際に必要な書類

ア　交通規制課長等は、発令後申出に際しては、前記３の(2)に掲げる書類を提出させるものとする。

イ　前記アの規定にかかわらず、地震法指定機関等が他の関係機関等に対して緊急に要請した場合等やむを得ない事由があると認めるときは、緊急輸送車両確認申出書以外の書類を省略することができる。この場合において、当該緊急輸送車両確認申出書及び緊急輸送車両確認証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(３)　緊急輸送車両標章等の交付

前記３の(5)の規定は、発令後申出に係る緊急輸送車両標章等の交付の手続について準用する。この場合において、「交通規制課長及び署長」とあるのは「交通規制課長等」と、「発令前申出」とあるのは「発令後申出」と読み替えるものとする。

(４)　発令後申出の受理状況等の記録

前記３の(6)の規定は、発令後申出の受理状況等の記録について準用する。この場合において、「交通規制課長及び署長」とあるのは「交通規制課長等」と、「発令前申出」とあるのは「発令後申出」と読み替えるものとする。

(５) 緊急輸送車両標章等の記載事項変更

前記３の(7)の規定は、発令後申出に係る緊急輸送　車両標章等の記載事項変更について準用する。この場合において、「交通規制課長及び署長」とあるのは「交通規制課長等」と、「前記(6)」とあるのは「第４の４の(4)」と読み替えるものとする。

(６)　緊急輸送車両標章等の再交付

前記３の(8)の規定は、発令後申出に係る緊急輸送車両標章等の再交付の手続について準用する。この場合において、「交通規制課長及び署長」とあるのは「交通規制課長等」と、「前記(6)」とあるのは「第４の４の(4)」と読み替えるものとする。

(７)　緊急輸送車両標章等の返納

前記３の(9)の規定は、発令後申出に係る緊急輸送車両標章等の記載事項変更について準用する。この場合において、「交通規制課長及び署長」とあるのは「交通規制課長等」と、「前記(6)」とあるのは「第４の４の(4)」と読み替えるものとする。

第５　交通検問所における通行の取扱い

高速道路交通警察隊長及び署長は、交通検問所において、緊急通行車両標章等、緊急輸送車両標章等及び除外確認標章等の交付を受けた車両の運転者より、緊急交通路を通行することを求められた場合は、当該各標章等の内容を確認し、現に災害応急対策等を実施するために使用している車両であるかどうかを判断するものとする。この場合において、緊急交通路通行車両管理簿（別記様式第８号）に通行年月日時等の必要事項を記載するものとする。

第６　自衛隊車両等の取扱い上の留意事項

大規模災害等に係る対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものについては、緊急通行車両、規制除外車両又は緊急輸送車両としての標章の掲示は不要とされるため、本通達に基づく手続は要しないこととなるので、誤りのないようにすること。

第７　経過措置

１　「道路運送車両法の一部改正に伴う関係例規通達の一括整理について」（令和４年12月23日例規（交総）第88号）の実施の際現に改正前の大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等事務処理要領の規定により作成した緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証は、改正後の大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等事務処理要領の規定により作成した緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証とみなす。

２　「大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等事務処理要領の一部改正について」（令和５年８月25日例規（交規）第57号。以下「一部改正例規」という。）の実施の際現に一部改正例規による改正前の大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等事務処理要領の規定により作成された緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証及び緊急通行車両等事前届出受理・事前届出済証交付簿の取扱いについては、なお従前の例による。

３　一部改正例規の実施の際現に一部改正例規による改正前の大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等事務処理要領の規定により作成した規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証、規制除外車両事前届出受理・除外届出済証交付簿及び規制除外車両確認証明書は、一部改正例規による改正後の大規模災害に伴う緊急通行車両等の確認等事務処理要領の規定により作成した規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証、規制除外車両事前届出受理・除外届出済証交付簿及び規制除外車両確認証明書とみなす。